

介護保険最新情報vol.807【概要版】

今後も見込まれる新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、重症者を優先する医療体制へ移行が進められます。この際の、入院措置以外の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者等についての考え方が取りまとめられました。

なお、本通知の詳細については介護保険最新情報vol.807をご覧ください。

【宿泊療養等の対象者】

PCR検査が陽性で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者のうち、原則①から④までのいずれにも該当せず、帰国者・接触者外来又は現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者

- ①高齢者
- ②基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
- ③免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
- ④妊娠している者

【療養場所（入院以外）】

当該軽症者等と同居している者の中に高齢者等（※）がいることが確認された場合には、利用可能な入院病床数の状況を踏まえて入院が可能なときは、入院措置を行うものとする。

（※上記①から④のいずれかに該当する者）

上記の対応を進めてもなお、地域における病床が不足する場合は、以下の対応を行う。

○宿泊療養

都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養を行う。その際、地域における軽症者等の人数を踏まえ、宿泊施設の受入可能人数を超えることが想定される場合等は、以下の

①及び②の者について、優先的に宿泊施設を確保すること。

①高齢者等と同居している軽症者等

②医療従事者や福祉・介護職員など、その業務において、高齢者等と接触する者と同居している軽症者等

○自宅療養

入院病床の状況及び宿泊療養の入居可能状況を踏まえ、軽症者等が外出しないことを前提に、自宅での安静・療養を行う。

※高齢者等が同居家族である場合には、必ず、自宅内での生活空間を完全に分ける、一時的に近くの親戚宅等に移動する等の対応を取ること。ただし、この際、当該高齢者等は、基本的には濃厚接触者に当たるため、移動に際しての対応、移動後の健康管理等については、保健所の指示に従うこと。

→宿泊療養・自宅療養を実施した場合には、原則として、退院基準（PCR検査で2回連続陰転化を確認）と同様の基準で解除する。ただし、宿泊療養・自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制を取ることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じる可能性がある場合、宿泊療養・自宅療養開始から14日間経過した場合に解除する。